

## ■ 明細書発行等体制加算

当診療所では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進するために、原則として「個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書」を無料で発行しています。明細書には、受けた検査や注射した薬剤の名称や数量などが記載されます。保険点数 1 点につき 10 円です。

なお、「個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書」を希望されない方は、受付職員までお申し出ください。

明細書等発行体制加算：1 点

## ■ 医療情報取得加算・医療 DX(デジタルトランスフォーメーション)推進体制整備加算

当診療所では、医療 DX による質の高い診療を目指しています。

- ・ オンライン資格確認を行う体制を有している
- ・ オンライン資格確認等システムの活用により取得した医療情報を活用できる体制を有している
- ・ 調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有している
- ・ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制 ※ 今後導入予定

医療情報取得加算【初診時】：1 点

※ 診療情報提供書(紹介状)持参の場合も含む

医療情報取得加算【再診時】 3 月に 1 回に限り算定：1 点

※ 診療情報提供書(紹介状)持参の場合も含む

医療 DX 推進体制整備加算 3【初診時 月 1 回】：10 点

○2025 年 3 月より加算基準変更 ○ レセプト件数ベース 21%【2025 年 1 月】

○2025 年 4 月より加算要件変更

**■ 外来感染対策向上加算・発熱患者等対応加算****1. 感染防止対策に関する基本的な考え方**

適切な感染防止対策を診療所全体として取り組み、感染発生の予防と発生時の速やかな対応に努めます。また、平塚・中郡感染防止対策地域連携に参加し、近隣医療機関とともに感染対策の向上に努めます。

**2. 感染防止対策のための組織**

所長や看護師長、事務長で構成する診療所管理会議(毎月1回開催)で診療所全体の感染防止対策に関する事項を検討します。また、年1回以上、感染対策向上加算1に係る届出を行っている病院からラウンドやコンサルテーションを受けます。

**3. 感染防止対策のための研修**

職員の感染防止対策に関する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修を年2回以上行います。

**4. 感染発生状況の報告**

法令に定められた感染症届出の他、感染発生や薬剤耐性菌検出等の報告を受け、診療所管理会議での検討及び現場へのフィードバックを実施します。

**5. 発熱外来**

発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者さんを、空間的・時間的分離により動線をわけながら受け入れます。

**6. 抗菌薬適正使用のための方策**

抗菌薬の使用に際しては、その適応を正しく判断し、治療選択・使用量・使用期間などを明確に評価して、抗菌薬が投与される患者さんのアウトカムを改善し有害事象を最小限にすることを目標とします。平塚・中郡感染防止対策地域連携の薬剤使用量サーベイランスに年4回以上報告し、医師会等から助言を受ける体制を整えています。

外来感染対策向上加算

【初診料または再診料の算定時 月1回】：6点

発熱患者等対応加算【月1回】：20点

連携強化加算【月1回】：1点

※ 発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者を診察した時。

## ■ 一般名処方加算

一般名処方とは医薬品の有効成分に係る一般的名称による処方のことで、医師が先発とか後発(ジェネリック)とかいった個別の医薬品名(銘柄)を指定しません。

当診療所では、医薬品の供給状況(出荷制限や自主回収など)を踏まえつつ、適時、一般名処方を行っています。

なお、2024年10月より長期収載品について医療上の必要性が認められない場合に患者さんの希望で処方した場合は、調剤薬局での会計が増えます(選定療養費)。

一般名処方加算 1 : 10 点

※ 交付した処方箋に含まれる医薬品のうち、後発医薬品のある全ての医薬品(2品目以上に限る)が一般名処方された時。

一般名処方加算 2 : 8 点